

第61回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成27年11月2日（月）12:58～15:02

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 白波瀬 佐和子

(委 員) 嶋崎 尚子、永瀬 伸子

(専 門 委 員) 水野谷 武志

(審議協力者) 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：江刺室長ほか

(事 務 局) 内閣府大臣官房統計委員会担当室：廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「社会生活基本調査の変更について」

5 概 要

社会生活基本調査の変更に係る統計委員会への諮問の概要について、総務省政策統括官付統計審査官室から説明が行われた後、「報告を求める事項の変更」について審議が行われた結果、一部の報告を求める事項の変更に関して総務省統計局において再度整理し、その結果を次回部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

<主な意見>

(1) 「在学、卒業等教育の状況」について

- ・ 今回、「専門学校」の在学者や卒業者の修業年限を把握する選択肢を新たに設ける一方で、「各種学校」及び「専修学校高等課程」の在学者や卒業者については選択肢が設けられていないため、どのように回答すべきか紛れが生じるのではないか。また、これらの者については、入学資格や修業年限により相当する学校区分（短大・高専、高校・旧制中など）を選択することとしているが、当該相当する学校区分の設定は適当か。

→ 前回調査では各種学校及び専修学校高等課程のみならず、専門学校も含めて、入学資格や修業年限により相当する学校区分を選択する必要があったが、今回、専門学校については調査票に選択肢を設けることによって、報告者にとってより回答しやすく改善されているものと考える。また、相当する学校区分の設定は、これまでの調査と同様の取扱いであり、これにより調査結果の時系列が確保されると考える。

(2) 「ふだんの健康状態」について

- ・ 本調査事項の調査対象を15歳以上の世帯員に限定する具体的な理由や根拠に乏しいのではないか。調査対象を10歳以上の世帯員に拡大することによって、子供の健康状態に関連した家事時間などについてもより有用なデータが得られるのではないか。

→ 小さい子供の健康状態についての回答が負担に感じるのではないかとも考えたが、調査対象について再検討することとしたい。

- ・ 「ふだんの生活への影響の有無などにより」との説明文を加えることにより、報告者にとってかえって複雑で分かりにくくなるのではないか。従来のように主観的に健康度を回答す

る方が、報告者にとって分かりやすく、かつ、国際比較が可能なデータを把握できるのではないか。また、国際比較の観点からも、厚生労働省が所管する国民生活基礎調査（健康票）と同様に「ふつう」の選択肢を設け、5区分とすべきではないか。

→ 「ふつう」という回答では生活時間との関連の分析が難しいと考え、4区分の案としているが、設問文や選択肢（5区分）について再検討することとしたい。

- ・ 「悪い」との選択肢は、報告者の心理的な負担も考慮すると好ましくないのでないか。国民生活基礎調査（健康票）と同様に「良くない」とすべきではないか。

→ 選択肢の内容について再検討することとしたい。

（3）「旅行・行楽の状況」について

- ・ 今回、選択肢のうち「業務出張・研修・その他」を削除することに伴い、報告者に紛れが生じないよう、業務出張や研修についてはそもそも本調査項目の把握対象ではないことを記入要領に明記すべきではないか。

→ 記入要領において、この調査事項における旅行には、業務出張や研修は含まない旨を明示するようにしたい。

（4）「スマートフォン、パソコンなどの使用状況」等について

- ・ 調査票Aではスマートフォン、パソコンなどの使用状況を24欄「生活時間について」とは別途の調査項目において把握することとしているが、例えば日常生活において四六時中スマートフォンを使用している場合、使用目的との関係で使用時間帯や時間数をどのように回答すべきかなど、報告者にとって紛れが生じる場合があるのではないか。また、記入の仕方において、具体的な場面を想定した説明例を示してほしい。

→ 24欄では主行動についてのみ記入してもらい、23欄では同時行動も含めて記入してもらうこととなっている。説明例については、現時点で想定されるものを、次回部会において報告することとしたい。

- ・ 調査票Aにおける本調査項目の新設により把握する3要素（スマートフォン、パソコンなどの使用目的、使用時間数及び使用時間帯）に係るデータを用いて、どのような集計表を作成するのか代表的な集計表のイメージを提示いただきたい。また、調査票Bの16欄「生活時間について」において主行動と同時行動それぞれの別にスマートフォン、パソコンなどの使用状況を把握することについても同様に、代表的な集計表のイメージを提示いただきたい。

→ 代表的な集計表のイメージを整理し、次回部会において報告することとしたい。

- ・ 使用目的の一つである「交際・つきあい・コミュニケーション」の対象の「友人・知人」とはどのように定義されるのか。報告者によって「友人・知人」と捉えている範囲が異なることが想定されるので定義付けが必要ではないか。

→ 「友人・知人」そのものを定義するのは年代層によって捉え方の差もあり非常に難しいが、本調査では「友人・知人」に含まないものとして、相互の面識がないといった客観的な概念による整理を考えている。

（5）「在学・在園の状況」について

- ・ 今回の変更によって、10歳未満の世帯員について在園先（保育所（園）、幼稚園など）別の延長保育や預かり保育の有無が把握できなくなることは残念であるが、ふだんの在園時間を把握することによって、より有用なデータを得るために変更との説明であることから、諸

般の事情を勘案するとやむを得ないものと考える。他方で、本調査事項に関しては、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する施策の検討に資する上で、夫婦共働きの世帯であるか否かということや、男性の家事・育児への参加状況などとのクロス集計結果が有用であると考えられることから、夫婦共働きか否か（有業者（正規の職員・従業員、正規の職員・従業員以外）、無業者）の詳細な類型別に表章することについて検討いただきたい。また、幼稚園や保育園等の利用状況は地域によっても異なるので、地域別集計についても検討いただきたい。

→ 調査実施者は、委員からの具体的な提案も踏まえ、集計表の改善について検討していただきたい。

- ・ ふだんの在園時間を 4 区分（4 時間以下、5～7 時間、8～11 時間、12 時間以上）に設定した場合、回答の分布はどのようになることが想定されるのか示していただきたい。

6 次回予定

次回部会は、平成 27 年 11 月 16 日（月）13 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。